

岐阜労働局発表
平成19年4月11日

担 当	岐阜労働局企画室
	企画室長 溝口康広
	室長補佐 澤田幹男
	電話 058-245-8124

平成19年度における岐阜労働局の行政運営方針について

岐阜労働局（局長 藤井 龍一郎）は、今般、平成19年度の行政運営方針を策定し、以下の対策を重点として労働行政の総合的推進を図ることとしました。

また、事業主をはじめ関係者の方々に御理解いただくため、別添「[労働行政のあらまし](#)」を作成し、あらゆる機会に周知していくこととしています。

平成19年度岐阜労働局行政運営方針の概要

1 労働行政の課題

(1) 公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安全・安心の確保

適正な労働条件の確保

労働災害の減少

労災補償の迅速・適正な実施

パートタイム労働者の均衡ある処遇の推進等

男女雇用機会均等の更なる推進

労働保険制度の適正な運営

個別労働紛争の解決の促進

(2) ミスマッチ縮小と再チャレンジ支援のための雇用対策の推進

求人・求職の的確なマッチングによる早期再就職の促進

若年者の就職支援・職業意識形成支援の実施

65歳までの雇用機会の確保

障害者雇用率の達成指導の強化及び雇用の一層の促進

(3) 仕事と家庭の両立支援

2 労働行政の重点施策

(1) 公正かつ多様な働き方の実現と働く人たちの安全・安心の確保

適正な労働条件の確保

基本的な労働条件の枠組みの確立、長時間労働の抑制に向けた取組の推進、労働時間管理の適正化を中心とした一般労働条件の確保・改善対策を推進するほか、外国人技能実習生・外国人労働者の労働条件確保対策、派遣労働者と業務請負における労働条件確保対策などの推進を図る。

労働災害の減少

労働災害を減少させるための施策、労働者の健康を確保するための施策、アスベストに

よる健康障害防止対策等を展開する。

労災補償の迅速・適正な実施

労災保険給付の迅速・適正な処理、石綿関連疾患の給付請求事案に係る的確な対応、労災かくし排除に係る対策の一層の推進等を図る。

パートタイム労働者の均衡ある処遇の推進等

パートタイム労働法及びパートタイム労働指針の浸透・定着を図るとともに、均衡待遇の確保等に向けた事業主の取組を促す。

男女雇用機会均等の更なる推進

改正男女雇用機会均等法に基づく適切な指導等の実施及び紛争解決の援助を行うとともに、ポジティブ・アクションや職場におけるセクシュアルハラスメント対策を推進する。

労働保険制度の適正な運営

労働保険未手続事業一掃対策を推進するとともに、労働保険の適正徴収のため、年度更新の的確かつ円滑な実施等を行う。

個別労働紛争の解決の促進

個別労働紛争の迅速かつ適正な解決に向け、総合労働相談コーナーにおけるワンストップサービスの提供、助言・指導及びあっせん制度の的確な運用を図る。

(2) ミスマッチ縮小と再チャレンジ支援のための雇用対策の推進

求人・求職の的確なマッチングによる早期再就職の促進

ハローワークにおける的確な求人・求職のマッチング、求職者の個々の状況に的確に対応した予約制、担当者制による就職支援等を推進する。

若年者の就職支援・職業意識形成支援の実施

「若者の人間力を高める国民運動」を推進するとともに、「ハローワークによるフリーター常用就職支援事業」を通じ、常用就職の支援を行う。

また、学校等との連携による「キャリア探索プログラム」等の実施による職業意識の形成支援、新規学卒者等に対する就職支援を行う。

65歳までの雇用機会の確保

定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保や、高年齢者等の再就職の援助・促進等を図る。

障害者雇用率の達成指導の強化及び雇用の一層の促進

雇用率達成指導の厳正な実施、職業相談・職業紹介の充実、雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化等を図る。

(3) 仕事と家庭の両立支援

育児・介護休業法に基づく適切な指導、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出及び認定に関する周知、啓発等により、職業生活と家庭生活との両立の推進を図る。